

# 中小企業信用保険法第2条第5項第6号（取引金融機関の破綻）

小山市

## 1. 認定基準

申請日以前の1年以内に、**破綻金融機関と金融取引がある場合**に認定されます

申請日現在は借入残高がゼロであっても、申請日以前の1年以内において**破綻金融機関から借入残高があれば対象となります**

なお、**破綻金融機関**については、中小企業庁ホームページの**破綻金融機関リスト・6号適用リスト**をご参照ください

## 2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し (開業届、許認可証などでも可)
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合）	
●認定申請書	
●破綻金融機関と金融取引があったことを証明する資料の写し (※貸付金残高証明書に限る)	
●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	

## 3. 認定申請書記載上の留意点

- 認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- その他、詳細については中小企業庁のホームページをご参照ください

### 【押印省略について】令和4年4月1日より

- 認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができます

なお、**代理申請の場合に必要となる委任状については、従来どおり押印が必要となります**

（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している

（個人の場合）住所、氏名を明記している

- 氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください

- 押印がされていても受付いたします

## 4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

## 5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（TEL 0285-22-9275）